建築物空気環境測定業登録申請に必要な書類等

- 登録申請書
- 別紙1 (設備・機器名簿)
- ・別紙2 (監督者等名簿)
- ・別紙4 (作業の実施方法等) 別紙4の中に更に別紙がある場合は、その別紙も添付
- ・空気環境測定実施者講習会修了証の<u>本証と写し</u> 新規登録の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の本証と写しでも、申請が可能です。再登録 の場合は不可。 本証は申請時、その場で返却いたします。
- ・機械器具が貸借の場合は、貸借契約書等の写し
- ・申請手数料35,000円 申請時に現金でお持ちください。

申請当日は、申請手数料として35,000円を<u>現金で</u>お 持ちください。<u>県証紙等は買わないでください。</u>

様式第5号(第5条関係)

登 録 申 請 書

令和○年4月1日

(あて先)静岡市保健所長

名称

掃業

建築物ねずみ昆

建築物環境衛生

虫等防除業

総合管理業

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地

静岡県静岡市葵区城東町24番1号

氏 名 (法人にあっては、その) 名称並びに代表者の 氏名及び住所 静岡衛生株式会社 代表取締役 静岡 太郎 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

会社所在地とは別に 代表者の住所も記載 してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の登録を受けたいので、関係 書類を添えて申請します。

静岡衛生株式会社 静岡営業所

1. % 1.4	産業所	所在地	静岡市駿河区〇〇町〇番〇号				
T 487 -	ולל	責任者の氏名	営業所長 駿河 一郎				
ŧ [\						
登録を受けようと する事業の区分 添付書類			添付書類				
		建築物清掃業	別紙1から4まで、省令第25条第2号に規定するものであることを証する書類及び 営業所の案内図				
	0	建築物空気環境 測定業	別紙1、2及び4、 <u>省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類</u> 並び に営業所の案内図 空気環境測定実施者の資格を有することを証明する書	類			
		建築物空気調和 別紙1から4まで、省令第26条の3第2号に規定するものであることを証する書用ダクト清掃業 及び営業所の案内図					
	建築物飲料水水 質検査業 別紙1、2及び4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器 配置を明らかにする図面、省令第27条第3号に規定するものであることを証す 類並びに営業所の案内図						
		建築物飲料水貯水槽清掃業 別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するのであることを証する書類並びに営業所の案内図					
	建築物排水管清 建築物排水管清 び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条の3第4号に規定するもので						

(注) 登録を受けようとする事業の区分の欄は、該当する箇別なご月を記入してください。

ることを証する書類並びに営業所の案内図

ことを証する書類並びに営業所の案内図

であることを証する書類並びに営業所の案内図

別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造

及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものである

別紙1から4まで、省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するもの

設備・機器名簿

令和○年4月1日現在

名称	型式	数量	購入年月日
浮遊粉じん測定器	A社 〇〇一〇〇〇型	2	令和□年4月1日
一酸化炭素測定器	B社 ○○○型	2	令和□年4月1日
二酸化炭素測定器	C社 ○○-○○型	2	平成〇〇年4月1日
0.5度目盛の温度計	D社 ○○○型	2	平成〇〇年4月1日
0.5度目盛の乾湿球湿度計	E社 〇〇一〇〇〇型	2	平成〇〇年4月1日
0.2 メートル毎秒以上の気流を測定できる風速計	F社 〇〇〇型	2	令和□年4月1日
空気環境の測定に必要な器具(器 具固定スタンド等)	G社 〇〇一〇〇〇型	2	令和□年4月1日

ここに挙げられた機材は、法令により用意する事とされている機材です。これらの機材は必ずご用意ください。この他にも使用する機材があれば、記載してください。

数量に基準はありません。作業班が一班のみであれば最低一台ずつあれば結構ですが、作業班が複数ある場合は、作業班の数だけ機材をご用意ください。

- ・機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象とします。
- ・機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借契約書等の写しを添付してください。
- ・同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできません。

(2)	(2以上の事業の分類安件に該当するものとすることはできません。			
			<u> </u>	

監督者等名簿

令和〇年4月1日現在

					7HO T 47/1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
監督者・ 実施者等の別	氏名	業務の範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
空気環境測定実施者	空気 太郎	空気環境の測定	6年	空気環境測定 実施者再講習 会修了(空再 第99999 号)	平成○○年3月1日
空気環境測定実施者	空気 二郎	空気環境の測定	1年	建築物環境衛生管理技術者(第888888号)	令和○年3月1日
		きるのは	、新規登録の場	場合のみ。再登録の	則定実施者となる事がで の際、建築物環境衛生管 ニする事はできません。
(新規登録の 場合は不可。)	場合は、建築物	修了証の <u>本証と写し</u> を 環境衛生管理技術者免 又は2以上の業務の監	状の本証と写り	しでも、申請が可能	

作業の実施方法等

令和○年4月1日現在

	作業班	監督者の氏名	使用する機械器具
作業	1班 2名 実施者1名 補助者1名	空気 太郎 空気環境測定実施者 (空再第99999号)	別紙1の機材一式
班の編	2班 2名 実施者1名 補助者1名	空気 二郎 建築物環境衛生管理技術者 (第88888号) ———	別紙1の機材一式
成			空気環境の測定を行なう事ができるのは、空気 環境測定実施者の資格を有する者のみです。班 を複数設ける場合は、必ず各班ごとに空気環境 測定実施者を選任してください。

作業の手順等

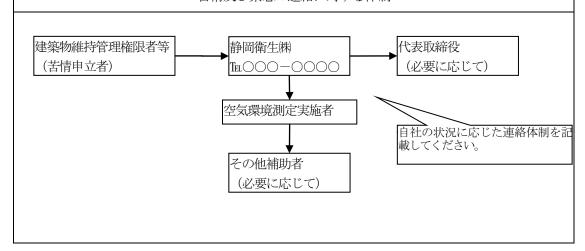
別紙Aのとおり

この欄に収まらない時は、別紙にまとめても結構です。

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

業務の委託は原則として行わない。やむを得ず業務を委託する場合は、<u>あらかじめ、委託を</u>受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が弊社の手順書に掲げる要件を満たしていることを常時把握するとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。また、空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

苦情及び緊急の連絡に対する体制



作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む 事とされている内容です。自社の状況に応じ たこれに類する具体的内容を必ず記載してく ださい。 この他にも自社独自の方法がありましたら記

載してください。

1 空気環境の測定方法

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次に掲げる事項について、当該各号に掲げる測定器(第二号から第六号までの測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量

グラスフアイバーろ紙(〇・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器

二 一酸化炭素の含有率

検知管方式による一酸化炭素検定器

三 二酸化炭素の含有率

検知管方式による二酸化炭素検定器

四 温度

○・五度目盛の温度計

五 相対湿度

○・五度目盛の乾湿球湿度計

六 気流

○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

七 ホルムアルデヒドの量

二・四―ジニトロフェニルヒドラジン捕集―高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四―アミノ―三―ヒドラジノ―五―メルカプト―・二・四―トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

2 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を 行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。具体的には ○○○○。粉じん計の較正は毎年一回○○に依頼する。その際の較正済み証は○○へ保管する。

- 3 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名
 - ・○○○○は、作業終了後○日以内に測定報告書を作成し○○○○に提出する。測定報告書に記載する内容は○○○○。
 - ・空気環境の測定の結果を五年間保存する。
 - ・測定結果文の保存についての責任者は〇〇〇〇。